

使用許可についての遵守事項

- ・筑紫野市二日市財産区駐車場条例、筑紫野市二日市財産区駐車場条例施行規則の規定に違反すると使用許可の取消しとなります。

※具体的に使用許可の取消しとなるのは下記に該当する場合です。

- ・他の自動車の駐車を妨げること。
- ・駐車場の施設を毀損し、又は汚損すること。
- ・みだりに騒音を発すること。
- ・発火性又は引火性の物品を積載し、駐車すること。
- ・駐車場の使用により第三者に損害を及ぼすこと。
- ・その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。
- ・駐車場の使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。
- ・使用料を3箇月以上滞納すること。

損害賠償

- ・使用者は駐車場の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、その責任において損害の発生を防止しなければなりません。
- ・第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償しなければなりません。
- ・善良な管理者の注意を怠り、又は不当に使用し、若しくは市長が不可抗力と認める場合を除く理由で駐車場を滅失、損傷した場合は、使用者は原状回復及び損害賠償の義務を負います。

免責事項

- ・市長は駐車場に駐車する自動車の毀損及び滅失についてはその責任は負いませんのでご注意ください。